

5 福薬業発第 1 1 8 号
令和 5 年 6 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 田城 涼子

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき
措置に関する協力要請について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、福岡県新型コロナウイルス感染症事務局より別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

今般、新型コロナウイルス感染症が 5 類へ移行したことを踏まえ、福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市の区域を除く）において、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の発生を予防、まん延防止のために講ずるべき措置について協力要請がありました。

なお、無料検査（北九州市、福岡市、久留米市の区域を除く）を実施していた薬局に対しては、県より個別に連絡が行われており、北九州市、福岡市、久留米市の区域におかれましては、各行政区にご確認いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙中のところ恐縮ですが、貴会会員にご周知のほどよろしく願いいたします。

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症事務局)

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき
措置に関する協力要請について (通知)

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（以下「自費検査」という。）については、その適正な実施を図り、もって感染症のまん延の防止等を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置」を令和 3 年 2 月 22 日付け 2 疾病第 6 9 6 9 号において定め、協力を要請してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症になったことを踏まえ、上記措置を改め、下記のとおり関係医療機関・検査機関に通知しましたので、お知らせします。

記

- 1 通知先
県域内（北九州市、福岡市、久留米市を除く区域）に所在する以下の事業者
 - ・厚生労働省 HP「自費検査を提供する検査機関一覧」に掲載されている検査機関
 - ・無料検査を実施していた事業者
- 2 通知文
別添写のとおり

<問合せ>

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局
企画第 2 班

TEL : 092-643-3624、内線 : 3377、3560

E-mail : corona-kensa001@pref.fukuoka.lg.jp

(写)

公印省略

5 疾病第 2 7 5 9 号
令和 5 年 6 月 7 日

関係医療機関・検査機関 各位

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
(福岡県新型コロナウイルス感染症事務局)

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置に関する協力要請について (通知)

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（以下「自費検査」という。）については、その適正な実施を図り、もって感染症のまん延の防止等を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置」を令和 3 年 2 月 2 2 日付け 2 疾病第 6 9 6 9 号において定め、協力を要請してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症になったことを踏まえ、上記措置を別添のとおり改めましたので、措置への協力をお願いします。

記

1 送付資料

「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置に関する協力要請」

2 参考

上記要請の 1 (1) に記載している「本県が web サイトで公開する、抗原定性検査キットによる自己検査で陽性となった場合の対応」については、以下の URL で公開しています。

抗原定性検査キットの購入方法及び陽性となった場合の対応方法

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pharmacy-agkit.html>

<問合せ>

福岡県新型コロナウイルス感染症事務局
企画第 2 班

TEL : 092-643-3624、内線 : 3377、3560

E-mail : corona-kensa001@pref.fukuoka.lg.jp

令和5年6月7日

福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市の区域を除く）において
新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する事業者各位

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講
ずるべき措置に関する協力要請

福岡県

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき「新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために、新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する者等が講ずるべき措置」を下記のとおり定め、当該措置の実施に対する協力を求めます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関して、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（以下「自費検査」という。）を提供する者（以下「自費検査提供者」という。）であって、医療機関でない者においては、陽性となった受検者に対して、以下の対応を行うこと。

(1) 陽性となった受検者に対し、本県がwebサイトで公開する、抗原定性検査キットによる自己検査で陽性となった場合の対応を参考に、療養に必要な情報提供を行うこと。

(2) 陽性となった受検者が医療機関を受診する場合、円滑に医師の診断を受けられるよう、検査結果等を記載した書面（電子的なものを含む。以下、「検査結果通知書」という。）を受検者に交付すること。また、医療機関を受診する場合、検査結果通知書を医師に提示するよう受検者に促すこと。

なお、検査結果通知書には、以下の事項を記載すること。

氏名、検体採取日、検査結果、検査方法（PCR検査、抗原定量検査等）、検体（唾液、鼻腔ぬぐい液等）、検査試薬、検体検査（分析）を行った検査所（衛生検査所等）の名称

- 2 上記1(2)のとおり、陽性となった受検者が医療機関において検査結果通知書を提示し、それを基に医師が診断を行う場合、当該検査を行う機関は「診療の用に供する検体検査」を行うこととなることから、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下「臨検法」という。)第20条の3第1項に規定する衛生検査所の登録を受ける必要があること。
- 3 自費検査の質を担保するため、検査を行う機関においては精度管理を適切に行うこと。医療機関においては、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく精度管理に関する措置を講ずること。衛生検査所においては、臨検法に基づく精度管理に関する措置を講ずること。その際、精度管理マニュアルなどを参考とすること。
- 4 検体プール検査を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)検体プール検査法の指針」「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について(要請)」「令和3年1月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)別添2)を参考にしつつ、適切に行うこと。
- 5 自費検査の提供に当たり検体採取を行う場合には、感染防止のための必要なスペースの確保、室内の十分な換気、物品の消毒、清掃等の衛生管理措置を講じた上で、受検者にマスク着用等の標準予防策を遵守させること。
- 6 医療法、臨検法その他の関係法令を遵守すること。